※入札公告を必ず確認してください。（海老名市ホームページに掲載しています）

入札案件概要書（工事）

契約番号：8170

件　名	大谷杉久保近隣公園整備工事	
履行場所	海老名市杉久保北三丁目ほか１　地内	
工　期	本契約締結日～令和 10 年 7 月 31 日	
工事の内容等	別紙　仕様書等　のとおり ○海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当しますので、仮契約の締結（令和 8 年 12 月 11 日予定）になります。議会の議決を得た後、本契約として成立します。 ○複数年契約　○入札は期間全体の税抜金額 ○各年度の支払限度額（上限）は契約締結時に示します。 ○週休2日制確保工事（現場閉所）の対象案件	
予定価格	3,194,873,000 円（税込）	2,904,430,000 円（税抜）
最低制限価格	有り（開札後算定型） **※本案件は、スクラップ費を一般管理費に含めて最低制限価格を算出しています。** 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格（70%）未満の場合 ※ただし、予定価格（税込）100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○　技術者と現場代理人の兼務不可 ※前年度の工事評定平均が「B（75 点）」以上である場合は除く。 ○　技術者及び現場代理人の他案件（本市入札案件）との兼任不可 ※技術者等の兼任制限が解除されている場合でも不可 ○　前払金の制限（金額上限、中間前払金の制限など） **契約金額の 20%以内（海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。）** **※前払金の上限金額は 5,000 万円以下。中間前払金の支払いはありません。** 契約保証 契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 **※現金納付及び実績による免除はありません。** （ア）金融機関又は保証事業会社の保証 （イ）公共工事履行保証証券による保証　（履行ボンド） （ウ）履行保証保険契約の締結　（定額てん補）	
入札方法等	条件付一般競争入札（電子入札）	
質疑 （仕様等に関する事項）	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	010　土木一式 経審　900　点以上　－　点未満 **※経審は最新の評価点で判断します。**	**○下請契約の請負代金の合計の額が５千万円（建築一式工事の場合は８千万円）以上となる場合には特定建設業の許可が必要です。 併せて、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。**
	発注区分 詳細は入札公告で確認してください。	**第　4　区分**	第１・第２区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	告示日現在で社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。　※法令に基づき社会保険適用を除外されている場合を除く	
	落札件数制限	なし	
配置技術者等の		本案件に配置する主任（監理）技術者及び現場代理人は、工事・コンサル・一般委託の区分を問わず同じ開札日の他の案件に配置できません。	

兼任について	
事前提出書類 （システム添付）	参加資格確認申請時に次のファイルを添付してください。 ファイルは一つにまとめてください。 〇告示日現在で社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることを証する書類の写し。（次の（1）～（3）のいずれか） （1）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査）の写し ※経営事項審査の有効期限内の通知書を提出していれば提出不要 （2）（同通知書発行後に社会保険に加入した場合）健康保険、厚生年金保険及び労働（雇用）保険料の領収書の写し （3）（法令に基づき社会保険適用を除外されている場合）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書
入札時提出 （システム添付）	〇入札金額積算内訳書 別添のエクセルファイル「入札金額積算内訳書（工事入札時システム添付）」をダウンロードして使用してください。システムへはPDF化して添付してください。
落札候補者が 提出する書類 （FAX046-232-6574）	開札後、落札候補者は次の書類をＦＡＸで提出してください。 （落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。） 〇契約保証に関する調書 〇配置技術者等に関する書類 〇建設業許可の確認できる書類

案　内　図

大谷杉久保近隣公園整備工事

中心地　|　海老名市大谷南５丁目 付近



工　事　説　明　書

（特 記 仕 様 書）

工事件名　：　大谷杉久保近隣公園整備工事

公園名称　：　大谷杉久保近隣公園

工事場所　：　海老名市　杉久保北三丁目ほか1　地内

1　目 的

○ 本工事は、「海老名市緑の基本計画」に基づき市南部地域の拠点となる公園を整備し都市施設の充実を図り、住民の生活の質向上、地域コミュニティの活性化及び安全・安心な都市環境を構築するため執行するものです。

2　工事概要

(1) 敷地造成工	1式	(11) 電気設備工	1式
(2) 法面工	1式	(12) 園路広場整備工	1式
(3) 擁壁工	1式	(13) 修景施設整備工	1式
(4) 構造物撤去工	1式	(14) 遊戯施設整備工	1式
(5) 公園施設等撤去・移設工	1式	(15) サービス施設整備工	1式
(6) 高木植栽工	1式	(16) 管理施設整備工	1式
(7) 中低木植栽工	1式	(17) 建築施設組立設置工	1式
(8) 給水設備工	1式	(18) 仮設工	1式
(9) 雨水排水設備工	1式		
(10) 汚水排水設備工	1式		

3 設計図書

(1) 設計図面

(2) 特記仕様書(本書)

(3) 施工条件明示書

(4) 数量総括表等

4 設計書(金抜き)

設計書(金抜き)は、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に参考数量として公表

するものである。

5　仕　様（施工管理）

○　本工事は、海老名市土木工事共通仕様書及び海老名市土木工事施工管理基準並びに公園緑地工事共通仕様書及び公園緑地工事施工管理基準（国土交通省都市局公園緑地・景観課）、神奈川県企業庁水道工事標準仕様書に基づき施工すること。

○　型枠材料については、熱帯雨林材の使用を避けること。

○　原則として、アスベストを原料としない建材を用いて施工すること。

又、使用材料について、アスベストを原材料としていない旨の証明書をメーカーより提供させ、監督職員の確認を得ること。

なお、再生砕石（RC-40）を使用する場合は、必ず「アスベスト不使用証明書」を提出する事。

○　海老名市公共工事デジタル写真管理要領に基づき工事写真を作成し提出すること。

○　設計計画高等、必要段階においては監督員に立会いを求め、承認の上施工を実施するものとし、事前に段階確認予定を定め施工計画書に明記すること。

○　本工事請負業者は、再生砂（RC-10）を使用する場合、製造者側から試験結果報告書を入手し、六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けること。

6　工程管理

○ 契約工期

本契約締結日から　令和10年7月31日　まで

○　詳細な工程については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

7　安全対策

○　道路使用許可条件（交通管理、施工時間等）を遵守すること。

尚、利用者の安全上やむを得ず施工時間が許可範囲を超えてしまう場合は、監督員に連絡するとともに、交通管理者に連絡をする事。

○　工事区域の安全対策を十分に施し、施設管理者、施設利用者及び現場作業員等の安全を確保すること。

○　特に作業を行わない時は第三者が工事区域内に入り込まないよう、安全対策（安全柵・チューブライト等により）を行うこと。

※特に夜間の安全管理については、留意すること。

○　工事休工中等、現場での作業を行なわない場合は、建設機械、使用材料等を道路に放置しないこと。

○　詳細については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

8　仮設備関係

○　仮設備（現場事務所等）の建設は、位置、規模等について監督員の承諾を得ること。

○　工事用電力、用排水、水道、仮設駐車場等は、請負業者の負担とする。

9　道路関係

○　一般道路を工事用資器材等の搬入に使用場合は、搬入経路・使用期間等を明確にすること。

○　一般道路を占用する場合は、関係法令を遵守し、道路管理者、交通管理者等の許可を得ること。

○　工事車両については、速やかに工事エリア内に誘導し、道路上では工事車両を待機させず、一般車両の通行を妨げることがないようにすること。

○　詳細については、施工計画書に明記し、監督員の承認を得ること。

10　建設副産物関係

○ 建設副産物の処分は、建設リサイクル法等を遵守し、再生工場に搬入すること。

○ この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源使用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事施工前に発注者に再生資源利用促進計画書を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

11　海老名環境マネジメントシステム関係

○ 本工事は、当市のEMS公共工事環境配慮マニュアル適用工事であり、下表の事項に留意し施工すること。

適用工事件名	大谷杉久保近隣公園整備工事
作　業	配　慮　事　項
掘　削	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。
排出土処理	排出土中に他の廃棄物が混入しないように分別する。
埋戻し(盛土)	現場内排出土及び再生砕石を使用する。
コンクリート	取り壊したものは必ず再生プラントへ搬入する。（マニフェスト管理）
取壊し	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。
アスファルト	取り壊したものは必ず再生プラントへ搬入する。（マニフェスト管理）
取壊し	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。
構造物	基礎材は、再生砕石を使用する。

路盤工	路盤材は再生材（RC-10・RC-40）を使用する。
舗装工 （車道及び歩道）	歩道は、透水性舗装に努め、舗装材にはリサイクル材を採用する。
工事作業機械 車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。
	排ガス規制に適合した作業機械・車両(ディーゼルエンジン)を使用する。
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。

12 その他

○ 工事に際し、現場代理人及び主任技術者は設計図書を熟知し、現場代理人においては、作業中現場に常駐すること。

又、主任技術者は、施工計画書を作成し、事前に監督員の承諾を得ること。

尚、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体な計画も作成し明記すること。

○ 事前調査は十分に行い、不明確な部分については打合せ簿により施工前に監督員と協議し、確認を得ること。

尚、工事打合せ簿においては、指定の書式を使用すること。

○ 工事に際し、事前に関係者へ十分な周知を図るとともに、民地内に立ち入る場合、やむを得ず民地内に工事材料等を存置する場合は、必ず所有者の了解を得てから実施すること。

○ 測量点及び境界点は、工事着手前に点検し、保存の必要があれば確保し、関係者より復元等を求められた場合は、早急に復元すること。

又、工事完了後、道路台帳、用地実測図等に基づき現地に境界点を明示し、監督員と立会いを行うこと。

○ 掘削位置直近の構造物（ブロック塀等）は施工前に状態を確認し、必要であれば地権者（所有者等）に立会いを求め、記録し監督員に報告すること。

○ 騒音、振動及び粉塵等工事沿線住民に対し不利益になりうることは、工事期間・時間及び施工方法等を十分配慮し、施工に当たること。

○ 現場から発生する不要物等が、田畑や宅地等民地部に飛散、流出等しないよう、必要な処置を講じること。

○ 請負業者(下請業者含)は、関連法令の遵守の上、公共事業という認識を常に持ち責務を果たすこと。

○ 道路占用物件(ライフライン)の移設及び撤去等の調整を関係機関と行い、監督員に報告し、工事を円滑に履行すること。

○ 設計図書及び本仕様書に記載されていない事項については、監督職員と協議の上履行すること。

○　本仕様書の他に、『海老名市公共工事共通事項書』も併せて熟読し、本件の施工にあたること。

○　提出書類については海老名市ホームページ内『工事提出書類様式集』を十分把握し、適正に作成すること。

○　工事に際し、防塵対策をしっかりと行うこと。

○ 枯れ補償について

植栽樹木等が工事引き渡し後1年以内に植栽したときの状態で枯死又は形姿不良(枯れ枝が樹幹部のおおむね2/3以上となった場合、又は通直な主幹をもつ樹木については樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様な状態になると想定されるものを含む)となった場合について、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、発注者と請負者が立ち合いのうえ行うものとする。

ただし、暴風、豪雨、高潮、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災などにより流出、折損、倒木した場合にはこの限りではない。植え替え時期については、発注者と協議するものとする。なお、完了後引き渡しを受けた翌日より、潅水、消毒等の通常の管理は発注者が行うものとする。

○ 遊具を設置する際には、一般社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)の「遊具の定期点検業務仕様書」に基づき、安全領域等の確認をしてから施工を行うこと。なお、設置位置に関しては、事前に監督員の承諾を得ること。

○ 工事車両の出入りについては、近隣学校等を考慮し時間帯及び児童の安全に十分に配慮すること。

○ サービスエリア側からの工事車両等の出入りについては、周辺地域に特に配慮すること。また、コミニティバスや西側住宅、サービスエリアへの搬入車両等の通行について留意すること。

○ 発生土は現場内にて活用できるように施工計画を立案すること。詳細については監督員と協議すること。

施工条件明示書（土木工事共通）

１　工事概要

発 注 者	海老名市
工事件名	大谷杉久保近隣公園整備工事
工事場所	海老名市　杉久保北三丁目ほか１　地内
工事目的	本工事は、「海老名市緑の基本計画」に基づき市南部地域の拠点となる公園を整備し都市施設の充実を図り、住民の生活の質向上、地域コミュニティの活性化及び安全・安心な都市環境を構築するため執行するものです。

工事概要

(1)	敷地造成工	1式	(11)	電気設備工	1式
(2)	法面工	1式	(12)	園路広場整備工	1式
(3)	擁壁工	1式	(13)	修景施設整備工	1式
(4)	構造物撤去工	1式	(14)	遊戯施設整備工	1式
(5)	公園施設等撤去・移設工	1式	(15)	サービス施設整備工	1式
(6)	高木植栽工	1式	(16)	管理施設整備工	1式
(7)	中低木植栽工	1式	(17)	建築施設組立設置工	1式
(8)	給水設備工	1式	(18)	仮設工	1式
(9)	雨水排水設備工	1式			
(10)	汚水排水設備工	1式			

契約工期	本契約締結日　から　令和10年7月31日　まで	
事業区分	■　補助金事業	■　国庫
		□　県費
	□　市単独事業	
設計区分	■　単独積算	
	□　合算積算	工事
		工事

２　積算諸条件

主たる工種　：　公園工事
施工地域・工事場所区分　：　市街地(DID補正)
契約保証の方法　：　発注者が金銭的保証を必要とする
施工パッケージの使用（一部使用含む）　：　■　有　□　無
週休二日制確保工事　：　現場閉所による週休２日制確保工事

【使用歩掛及び単価等】

■	土木工事標準積算基準書	適用年版：令和	8 年	7 月
■	諸経費率	適用年版：令和	8 年	7 月
■	下水道用設計標準歩掛表	適用年版：令和	8 年版	
■	土木工事資材等単価表	適用年版：令和	8 年	9 月
■	刊行物	適用年版：令和	8 年	9 月
■	特別調査	適用年版：令和	8 年	9 月
■	海老名市見積単価等	適用年版：令和	8 年	4 月
■	その他（見積り　）	適用年版：令和	8 年	9 月

３　施工条件

【１】 工程関係	１	他工事による当工事の着手、完了時期の制約について	□　無	（他工事件名等） P-PFI事業（予定）
			■　有	（工期、内容等） 工事範囲内で予定しているP-PFI事業と完了時期を調整すること。
	２	当工事における施工時期の制約について	□　無	（制約を受ける施工内容等） P-PFI事業（予定）
			■　有	（施工時期等） 工事範囲内で予定しているP-PFI事業と完了時期を調整するとこと。
	３	施工時間について	■　昼間施工	（その他特記事項）
			□　夜間施工（一部含む）	
	４	官公庁ほか関係機関との調整、協議について	□　無	（関係機関名） 東京電力(株),東京ガス,NTT東日本(株),神奈川県厚木土木事務所東部センター,神奈川県海老名水道営業所,海老名警察署,海老名市道路管理課,海老名市下水道課,海老名市教育総務課,海老名市消防本部,杉久保小学校,海老名サービスエリア
			■　有	
	５	工事着手前に地上物件（家屋調査）、地下埋設物、埋蔵文化財の事前事後調査、又は、移設等の制約について	□　無	（対象内容） 既存家屋給水管等
			■　有	
	※ただし、施工上必要となる地下埋設物調査については、施工計画書に明示し、必要な措置を講じること。また、書面により報告すること。			
	６	設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数について	□　無	（詳細内容、作業不能日数等） （年末年始休暇・日曜日）
			■　有	年末年始休暇,土曜日及び日曜日,盆休み
【２】 用地関係	１	工事用地等の未処理部分について（用地買収状況について）	■　無	（用地未取得部分等）
			□　有	（取得予定年月日等）
	２	工事用仮設道路、資材置場等の用地の借用について	□　無	（使用場所、期間、借用条件、復旧方法等）
			■　有	使用場所：施工箇所近隣畑 期間：１年 借用条件：未定 復旧方法等：現況復旧すること。
	３	使用後の復旧条件	□　無	（復旧内容等）
			■　有	現況復旧すること。
【３】 公害関係	１	公害防止のため、施工方法、建設機械、作業時間等の制限について	□　無	（建設機械と制限内容） 騒音規制法、振動規制法による
			■　有	（作業時間と制限内容） 騒音規制法、振動規制法による
	２	水替期等の処理で特別な対策等の必要性について	■　無	（対策内容）
			□　有	

【４】 安全対策関係	１	安全施設等の指定について（有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として換気設備の設置等の含む）	■　無 □　有	（指定内容）
	２	鉄道、ガス、電気等の施設と近接する工事の施工方法、作業時間の制限	□　無 ■　有	（対象内容） □鉄道　■ガス　□電気　□電話　■上水道 ■下水道　□その他（　　）
	３	交通誘導警備員の配置について	□　無 ■　有	（１）交通誘導員の配置 搬入出口に必要人員を配置（交代要員なし） （２）配置期間、作業時配慮する 施工期間中
【５】 工事用道路関係	１	一般道路を搬入路として使用する場合の制約について	■　無 □　有	（搬入経路・使用期間等の制限） （搬入中・後の処置）
	２	仮設道路を設置する場合の制約について	■　無 □　有	（仮設道路に関する安全施設） （工事後の措置、維持補修内容）
【６】 建設副産物関係	１	建設発生土が発生する場合について	□　無 ■　有	（建設発生土の処分先） 名称：愛川町田代受入地 住所：愛川町田代字舘山1853-1番地外 業者：株式会社 織戸組 電話：046-281-1012
	２	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合について	□　無 ■　有	（対象内容） ■コンクリート塊　■アスファルト・コンクリート塊 □建設発生木材　■建設発生木材（伐木・除根材） ■建設汚泥　□建設混合廃棄物　■金属くず □その他（　　）
				※建設廃材指定登録工場に限る。工場側の指示を遵守すること
	※この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）」の規定より再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。			
【７】 工事支障物件	１	工事支障物件について（地下埋設物含む）	□　無 ■　有	（対象内容） ■電柱　■上水道　■下水道　■電話　□ガス管 ■架空電線　■標識・看板 □その他（　　）

【８】 薬液注入関係	１	薬液注入について	■ 無 □ 有	（対象内容） 工法区分： 使用材料： 施工範囲、削孔数： 注入量： 施工管理基準等：
【９】 その他	１	工事現場発生品がある場合について	■ 無 □ 有	（品名、数量等）
	２	支給材料及び貸与品がある場合について	■ 無 □ 有	（品名、数量等）
	３	特殊・特定使用材料を使用する場合及び資材搬入等に制限がある場合について	■ 無 □ 有	（品名、数量、搬入制限等）
	４	発生売却品評価額（スクラップ等）を計上している場合について	□ 無 ■ 有	（品名等）
	５	週休２日制度確保工事試行要領を適用している場合について	■ 現場閉所による週休２日制確保工事 □ 交代制による週休２日制確保工事 □ 対象外	
	６	P-PFI事業者との調整について	□ 無 ■ 有	工事範囲の一部で契約工期内にP-PFI事業者による建築工事等を予定している。施工工程や設備の接続等相互に調整し協力して施工すること。
	７	土砂災害特別警戒区域等の一部解除について	□ 無 ■ 有	解除に必要な施工範囲等を神奈川県と現場で調整するため、施工前や施工中必要な時期に丁張等設置し県の確認を受けること。また、施工範囲等変更となった場合は対応すること。
	８	法面対策工法について	□ 無 ■ 有	樹木を植樹するため、法面をコンクリート等で覆わない工法とする。神奈川県が当該法面の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が解除可能と認める工法とする。
	９	埋蔵文化財の試掘調査結果について	□ 無 ■ 有	令和６年度試掘調査を行い本格的な発掘調査は不要となっている。工事契約後、海老名市教育総務課文化財係に文化財保護法第94条の通知又は第93条の届出を発注者が提出する。
	１０	履行報告書の添付書類について	□ 無 ■ 有	受注者負担によりドローン等を使用して施工箇所の状況が把握できる航空写真を履行報告書提出時に添付すること。詳細については監督員と協議すること。
	１１	建築確認申請について	□ 無 ■ 有	図面作成等含む建築確認申請については発注者が行ため資料作成に協力すること。
	１２	水道及び下水道の施工について	□ 無 ■ 有	指定工事店が申請及び施工を行うこと。水道利用加入金及び審査費等については請負者が支払うこと。

※明示されない施工条件、明示事項が不明確な場合は、契約書等の関連する条項に基づき甲・乙協議により決定すること。